

060620 版

平成 17 年度事業進捗点検についての
意見記入シート(利水・水需要管理部会)

利水

シートNo.	章項目	事業名	河川名
利水-1	5.4	利水者の水需要の精査確認	-
<p>●基礎原案(具体的な整備内容)</p> <p>利水者の水需要(水利用実績、需要予測(水需要抑制策を含む)、事業認可及び事業の進捗状況、水源状況等)について水利権更新の際に精査確認し、適切な水利権許可を行うとともに精査確認結果を公表する。</p> <p>淀川水系水利権許可件数(直轄処分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道用水 48件 ・工業用水 28件 ・発電用水 34件 ・農業用水 116件(内：慣行 49件) ・その他用水 15件 			
<p><基礎原案への意見></p> <p>「利水者の水需要の精査確認」を早急に実施するべきである。これまでは水利権更新の際に水需要の精査確認を行ってきたが、より短い間隔で実施する必要がある。「精査確認結果を公表する」は是非行う必要がある。</p> <p>利水者の水需要については、水利権の許可件数延 241 件に対して、「水利用実績・需要予測(水需要抑制策を含む)、事業認可および事業の進捗状況、水源状況等について水利権更新の際に精査確認し、適切な水利権許可を行うとともに、精査確認結果を公表する」としているが、次の2点においてきわめて不十分である。</p> <p>まず、その1は水需要予測である。これまでの水需要予測が実績と乖離した過大なものであり、この乖離の原因を明確にすることが最重要課題の一つであるが、検討しようとする積極的姿勢がうかがえない。その2は精査確認の時期についても基礎原案には単に「水利権更新の際に行う」としているのみで説明不足といわざるをえず、精査確認を一定期間(例えば2～3年)ごとに行い、その結果を公表する必要がある。</p>			
シートNo.	章項目	事業名	河川名
利水-1-1	5.4(1) 5.7.2	利水者の水需要の精査確認	-
<p>●基礎案(具体的な整備内容)</p> <p>利水者の水需要(水利用実績、需要予測(水需要抑制策を含む)、事業認可及び事業の進捗状況、水源状況等)について早急に精査確認し、適切な水利権許可を行うとともに、その結果を公表し具体的な水需要抑制施策に資する。</p>			
<p><平成17年度事業進捗報告への意見></p> <p>(千代延委員)</p> <p>「利水者の水需要の精査確認」についての意見</p> <p>水需要の精査確認は、大きく分けて、ダム・堰等貯留施設の建設に係る場合と、水利権更新時に実施される。いずれの場合も、精査確認そのものもさることながら、精査確認の目的及び精査確認の結果の活用が最も重要であることは河川管理者も十分認識し、「・・・水利権の見直しと用途間転用と相まって、ダムを適正な利水容量とすることが可能となります。このことにより、利水の再配分計画を適切に行うことができ、既存水源の有効利用と河川環境の維持、保全に寄与されます。」と述べている。</p> <p>このことは、水資源開発の時代から水需要管理の時代、河川環境重視の時代へ、河川管理者が基本姿勢を大きく転換したのものとして委員会はこれまでも高く評価してきた。</p> <p>ところで実態はどうか。これについて意見を述べたい。</p> <p>(1) ダム・堰等貯留施設の建設に係る場合の精査確認</p> <p>河川管理者は、近年少雨化傾向が続くとして、従来の水需要予測の方法により推計された結果に、さらに利水安全度というファクターを考慮することを推奨している。利水安全度という概念は、まだ十分世の中で認知されたものではないと思うが、予測される水需要量から必要な水源確保量を算定するとき、利水安全度は極めて大きなファクターとなる。そこで、ここでは利水安全度について意見を述べたい。</p> <p>例えば、大阪府水道部は、最新の水需要予測とそれに必要な確保すべき水源量について、次のように推計し、これを公式数値としている。すなわち、平成27年の水需要量を180万m³/日とし、それに見合って確保すべき水源量を利水安全度0.78として計算(180÷0.78=231)して231万m³/日としている。この場合利水安全度というファクターを採り入れることにより、必要水源量は28%増加しているのである。このことから派生して、大阪府の事業である安威川ダムに利水容量1万m³/日を確保というシナリオができたのである。もし、利水安全度が0.78でなく0.80であったとすれば、確保すべき水源量は225万m³/日で、おそらく安威川ダムで確保すべき利水容量は零となったであろう。</p> <p>利水安全度は、これほど大きく影響するファクターである。それだけに河川管理者は、各河川</p>			

の利水安全度の数値、及びその算出根拠を、早急にかつ明確に公表すべきである。なお、この利水安全度を必要水源量算定にあたって採用するか否かは、利水者の責任で判断すべきことというのが河川管理者のスタンスであるが、京都府営水道の水需要調査に関する整備内容シートの記述を見ると、「・・・いずれにしても水源整備が必要（なお、別途利水安全度についても考慮する必要がある）」としている。河川管理者は、利水安全度について考慮するかしないかは利水者の責任でとしながらも、果たして実際にはどういう姿勢で臨むのか。この点についても、河川管理者のスタンスを明確に公表していくべきである。

(2) 水利権更新時の精査確認

水利権の許可状況が平成 17 年 3 月末時点でとりまとめられ、近畿地整のホームページを通して公表されたことは、かねて目標とされてきたことであり、透明性向上という点で評価する。

しかし、使用者、水利権量、許可期限等がホームページに掲載されるだけでは不十分である。関係者の関心は、①水利権の転用、②水利権量の変更とその理由、③更新申請後 1 年以上審査中の案件についてはその理由等特殊事例につてである。これらについては、脚注等で明記することが河川行政に対する信頼を大きく高めることになるので実施すべきである。

また、更新時に水利権量と実水需要量の乖離が大きくとも、その理由だけで通常利水者が多額の投資をして取得した水利権を、河川管理者が縮小することは不可能に近だろう。しかし、更新時に精査確認を十分して乖離の実態を把握していれば、水利権量の増大要請がある時、迅速に情報提供ができ、水利権の転用等に対応する可能性を高めることに繋がる。そのためにも、精査確認結果を活用し有効な行政サービスを提供できる態勢を整えてもらいたい。

(3) 三重県（伊賀水道用水供給事業）の水需要の調査について

三重県は水需要の見直しの結果、川上ダムに依存する供給量を 28,566m³/日とした。一方、河川管理者は、低目に見積もった結果として、それを 23,440m³/日とした。両者に開きはあったが、水の供給責任は三重県にあるとの理由で三重県の数字を尊重して、現時点では川上ダムに依存する水源量は 28,566m³/日としている。

河川管理者が推計した数値はどのように使われたのか。この数値をもとに三重県と協議が行われたと推定するが、その協議内容についても、明らかにしてほしい。現実の河川行政を進める過程で、河川管理者がどのように新時代に適応すべく転換を図ったのか。このことを、委員会に示すべきである。

(4) 川上ダムの三重県利水代替案の可能性について

青蓮寺ダムの特定灌漑からの転用は現実的でないことはすでに理解している。

しかし、①伊賀水道用水の予定取水口の位置で、0.358m³/s の取水が可能となる程の既存農水水利権の提供を受けることができないか。すなわち、多くの農水の水利権者が、それぞれの水利権の一部を提供することにより、合計 0.358m³/s をクリアする可能性はないか。これについて、さらなる調査を実施してほしい。現在 30%前後の減反の状態である。このことからして、可能性はあると判断する。もし可能性があれば、まず三重県にその情報提供をし、後は三重県と各農水水利権者との条件交渉にゆだねれば、自ずと答が出よう。なお、この機会に、慣行水利権を許可水利権に転換するチャンスも生まれることが期待できる。

②さらにもう一つの代替案についても検討をお願いする。淀川下流の利水者からの水利権転用について、「・・・青蓮寺ダムには淀川下流部で取水している都市用水が参画しており、個別に見ると余裕のある水利権者もありますが、今後とも既得水源を保有する意向と聞いておりません。」として、河川管理者は可能性を否定している。

しかし、水需要の精査確認の目的を思い起こし、余裕のある水利権者を説得し（勝算は大いにある）、これまでの経緯にとらわれることなく三重県も説得して、両者を仲介する労をとっていただきたい。

上記①ないし②の方法で、必ずや代替案が生まれてくることが期待できる。

シートNo.	章項目	事業名	河川名
利水-2	5.4	水利権の見直しと用途間転用	-
<p>●基礎原案(具体的な整備内容)</p> <p>水需要の精査確認を踏まえ、水利用の合理化に向けた取組を行う。</p> <p>1) 利水者間の用途間転用を行うにあたっては、少雨化傾向等による現状の利水安全度評価や河川環境を踏まえて行われるよう関係機関と調整する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大阪臨海工業用水道 ○大阪府営工業用水道 ○尼崎市営工業用水道 <p>2) 農業用水の慣行水利権について、水利用実態把握に努めるとともに、許可水利権化を促進する。なお、農業用水の水利権見直しにあたっては、地域の水環境に関する要望や農業用排水路施設と河川との連続性確保に配慮する。</p>			
<p><基礎原案への意見></p> <p>水利権の見直しと利水者間の用途間転用については積極的に実施する必要がある。農業用水の水利権については、慣行水利権の実態把握や許可水利権化の促進が重要であり、積極的に進める必要がある。</p> <p>利水者間の用途間転用では「利水安全度」や「河川環境」を踏まえて関係機関と調整しているが、とくに「利水安全度」については曖昧な要素が多い。すなわち、少雨化傾向等により現状の「利水安全度」は高くないとしているが、降雨量の経年変化の傾向を判断するにはさらに慎重な検討が必要である。また、近年の「利水安全度評価」の算出基準が明らかにされていないので説得力に欠ける。基本的な問題として水需要の実績が予測を大幅に下回っていることを無視しており、この点においても著しく説得力に欠ける。だれもが納得できる根拠に基づいて用途間転用を進めるべきである。</p> <p>なお、農業用水の慣行水利権を許可水利権化することについては促進を期待するが、地域の水環境に関して、農業用水路の農閑期を含めた通年通水などによる潤い豊かな環境保全・創出、生物の生息・生育環境に対する考慮が望まれる。とくに河川と農業用水路との間の生物の往来を保証するため、河川と水路双方の構造的検討について従来の行政の枠組みを越えた連携を求める。</p>			
シートNo.	章項目	事業名	河川名
利水-1-2	5.4(2)	水利権の見直しと用途間転用	-
<p>●基礎案(具体的な整備内容)</p> <p>水需要の精査確認を踏まえ、水利用の合理化に向けた取組を行う。</p> <p>1) 利水者間の用途間転用を行うにあたっては、少雨化傾向等による現状の利水安全度評価や河川環境を踏まえて行われるよう関係機関と調整する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大阪府営工業用水道 ○尼崎市営工業用水道 <p>2) 農業用水の慣行水利権について、水利用実態把握に努めるとともに、許可水利権化を促進する。なお、農業用水の水利権見直しにあたっては、地域の水環境に関する要望や農業用排水路施設</p>			
<p><平成17年度事業進捗報告への意見></p> <p>(高田委員)</p> <p>大幅に需要が減っている工業用水の上水への転用は当然で、上水においては非常用給水管を通して自治体間で融通が行なわれるようになり始めている。このような中で、水利権は足りているが、「利水安全度」は不足していると河川管理者は指摘している。その根拠とする水需要の予測は軒減傾向の実績を反映しておらず、過去の予測が実績と大きく乖離していたことを繰返そうとしていると言わざるを得ない。安定供給の課題は渇水対策であり、個々の手法はほとんど出尽くしており、水利権の許可者である河川管理者がどう調整してまとめあげるかの問題である。</p> <p>利水問題では農業用水が常に大きな話題にされ、そして慣行水利権の袋小路に入って話題が終わる。都市部における明らかな農地の減少と変わらない水利権の矛盾に対して、農業水利の実態把握は早急に行なうべきである。また農業用水の環境維持機能を取り上げているが、その実態は不明なままである。農業水利に関しては、ここ10年程度でできることとできないことを明確にした上の議論が必要である。</p>			

(池淵委員)

水利権の見直しと用途間転用については水需要管理の考えのもと水需要の抑制にも結びつくものであり、整備シート中の整備効果でもそのことが述べられているところである。

水利権許可状況の公表は評価されるが、変更更新や更新許可にあっては水需要抑制策が反映されるよう審査されることが望まれる。

農業用水の慣行水利権については許可水利化を促進するとあるが許可水利化は一件にとどまっている。農業用水の水利権見直しにあっては農業用排水路施設と河川との連続性確保に配慮するとあり評価するが、その具体化はどのような形で図られるのか。農業用水の水利用実態把握は河川行政サイドだけでは困難であることは従前から言われているところであり、土地改良組合など農水サイドとの連携につとめ、ここにかかっている調査項目の内容を進展させていただきたい。

正常流量を含め流域水循環を考えるうえでややブラックボックス的になりがちな領域であるがゆえに、この部分の水利用実態把握に努められたい。

シートNo.	章項目	事業名	河川名
利水-3	5.4	既設水源開発施設の再編と運用の見直し	既設ダム
<p>●基礎原案(具体的な整備内容)</p> <p>既設ダム等の効率的運用による渇水対策を検討及び実施する。 取水実態をよりの確に把握した上で、ダムによる効率的な補給について検討、実施する。</p> <p>1) 取水実態をよりの確に把握した上での補給を実施する。 ○桂川 日吉ダム</p> <p>2) 取水実態をよりの確に把握し、効率的な補給を検討する。 ○木津川 室生ダム ○猪名川 一庫ダム</p> <p>3) 既設ダム等の連携操作により、さらなる効率的な渇水対策を図る。</p>			
<p><基礎原案への意見></p> <p>「既存水資源開発施設の再編と運用の見直しを行い、水資源の有効活用をはかる」ことは積極的に推進する必要がある。「既設ダム等の効率的運用による渇水対策を検討および実施」を推進し、既設ダム等の効率的運用には制限水位についての検討が必要である。</p> <p>取水実態をよりの確に把握した補給や効率的な補給を行うことは管理者として当然の事項であり、とくに取水実態の把握については日常的に行う必要がある。取水実態(ダム放流量・基準点流量および大阪湾への放流量等)の公表状況を注視したい。また、効率的な運用を住民等関係者に説明する必要がある。節水活動等について末端利水者である住民との協働が望まれる。</p> <p>なお、効率的な補給や既設ダム等の連携操作については河川環境への影響を考慮した検討が必要である。</p>			
シートNo.	章項目	事業名	河川名
利水-1-3	5.4(3)	既設水源開発施設の再編と運用の見直し	既設ダム
<p>●基礎案(具体的な整備内容)</p> <p>既設ダム等の効率的な運用操作、さらには、連携による効率的な補給を検討する。</p>			
<p><平成17年度事業進捗報告への意見></p> <p>(金盛委員)</p> <p>日吉ダムの灌漑期確保流量の減量について利水者間で合意がなされ、平成13年以降継続して減量運用がなされていることは評価される。</p> <p>運用によるダムの貯水量低下への効果については平成14年の結果が示されているが、同様な環境下にある他ダムの参考に資するためにも各年の運用の実態と効果や影響等の全体像が明らかにされることが望まれる。</p> <p>(中村委員)</p> <p>金盛さんの記述が適切だと思いますので、追加はありません。</p>			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
利水-4	5.4	渇水対策会議の改正を調整	-
<p>●基礎原案(具体的な整備内容)</p> <p>従来、渇水時のみ取水制限等の渇水調整を行うための渇水対策会議を開催してきたが、さらに平常時から常に水利用実態を把握し効率的な利水運用を図るとともに、水需要抑制策も含め、総合的に検討するための組織への改正を調整する。</p> <p>利水者、関係自治体、関係省庁(厚生労働省、農林水産省、経済産業省)、河川管理者の連携のもとに、渇水対策のほか、平常時からの水利用に関する情報交換・水需要抑制について協議する。節水については住民の実践が不可欠であり、住民活動、水需要抑制の実践者などの有識者の参加を得て、具体的な行動を提起できるような組織とする。</p>			
<p><基礎原案への意見></p> <p>「渇水対策会議の改正を調整」は概ね適切と判断される。「各利水者間の安定供給確保への努力(投資)に応じた取水制限の考え方」は、投資力のある利水者が有利になるような、弱者切り捨てにつながる恐れがあるので、再検討されたい。</p> <p>渇水時のみ取水制限等の渇水調整を行うために開催される「渇水対策会議」を、平常時から水利用実態を把握し、効率的な利水運用をはかる組織に改正することは重要である。しかし、現在でもできる種々の施策、例えば、水需要の精査確認や水需要予測手法・原単位などの公表などがなごりにされている現状から考えると、河川管理者の意識改革が必要である。</p>			
シートNo.	章項目	事業名	河川名
利水-1-4	5.4(2)	渇水対策会議の改正を調整	-
<p>●基礎案(具体的な整備内容)</p> <p>従来、渇水時のみ取水制限等の渇水調整を行うための渇水対策会議を開催してきたが、さらに平常時から常に水利用実態を把握し効率的な利水運用を図るとともに、水需要抑制策も含め、総合的に検討するための組織への改正を調整する。利水者、自治体、関係省庁(厚生労働省、農林水産省、経済産業省)、河川管理者の連携のもとに、渇水対策の他、平常時からの水利用に関する情報交換・水需要抑制について協議する。節水については住民の実践が不可欠であり、住民活動、水需要抑制の実践者などの有識者の参加を得て、具体的な行動を提起できるような組織とする。</p>			
<p><平成17年度事業進捗報告への意見></p> <p>(江頭委員)</p> <p>これは、従来の渇水調整会議を定例化することによって、水需要抑制をより効果的に進展させるための協議会を発足させようとするものである。これに対して、委員会は新協議会の役割、議論すべき内容や啓発等について整備内容シートに示すような意見を述べてきているところである。ところが、これらの意見に対する河川管理者の具体的な行動が見えない段階であり、新協議会の実現に向けて速やかに行動されることを要望する。</p> <p>(綾委員)</p> <p>本事業は渇水対策会議を改正し、水利用実態の把握、効率的な利水運用、水需要抑制策の検討を行うための組織とするための調整とされる。時間的には、平成18年度から年2回以上の開催を予定する新しい協議会への移行を予定しているとしているが、平成16年度に意見交換会がなされただけであり、その結果やそれに基づく新協議会の方針等、その後の進展が現在まで一切報告されていないようであり、また、委員会に見えてこないもので、進捗状況を点検できない。速やかな情報の開示が望まれる。新協議会の構成員に平常時からの水需要抑制を主張する立場の委員を加えることが必要と思われる。</p> <p>一方、本事業では水需要抑制に取り組むことがもう一つの柱となっているようであるが、現在までは一般住民に対する単なる「節水」キャンペーン、広報が主なものであり、具体的な水需要抑制策の提示にまでは至っておらず、例えば、住民個人が実行できる水使用量抑制のための手法とその効果・効用等の提示へと進めて行く必要がある。</p>			

ダム

シートNo.	章項目	事業名	河川名
ダム-6-2	5.7.1.(12)	既設ダムの再編・運用変更により治水効果を検討	高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、一庫ダム、日吉ダム
<p>●基礎原案(具体的な整備内容)</p> <p>既設ダムの再編・運用変更により治水・利水機能の向上について検討する。 天ヶ瀬ダム、高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム</p> <p>○検討内容(ダム-6-2のみ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既設ダムの運用変更の検討 ・浸水被害の軽減効果 ・下流への影響・事業費、工期 ・関係者等とのアロケの検討 			
<p><基礎原案への意見></p> <p>既設ダム(事業中のダムを含まない)の治水・利水機能を向上させるため、再編・運用変更を検討することは重要であり、積極的に検討し、早期に実施する必要がある。新たなダムの建設が困難な状況では、既設ダムの再編・運用変更により、治水・利水機能の向上をはかることは、重要課題である。既設ダムの再編・運用変更の検討では、</p> <p>さらに下記の事項を明らかにする必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再編・運用変更の効果、および、運用変更による治水 ・利水機能への影響・再編の必要性と必要量の根拠 ・利水容量再編における水需要の精査確認を踏まえた用途間変更の可能性 ・堆砂容量を振り替える場合の排砂方法および費用 ・ダム群の再編・運用変更の場合、各ダムの集水域ごとの降雨パターンの違いの取り扱い ・攪乱放流および漸減放流による治水・利水機能への影響 ・運用変更における弾力的操作適用の可能性 			
シートNo.	章項目	事業名	河川名
ダム-1-7	5-7-1	既設ダムの再編・運用変更により治水効果を検討	既設ダム
<p>●基礎案(具体的な整備内容)</p> <p>既設ダムの再編・運用変更により治水・利水機能の向上について検討する。 (天ヶ瀬ダム、高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム)</p>			
<p><平成17年度事業進捗報告への意見></p> <p>(荻野委員)</p> <p>「既設ダムの再編・運用変更により治水・利水機能の向上について検討する。」と整備内容に記述されている。積極的な姿勢が評価されるが、具体的な検討に着手されていない。以下は、委員会で取りあげられた課題を挙げるので、早急に具体的な検討に着手しなければならない。</p> <p>1) 高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダムの木津川総合管理について 木津川水系の5ダムは木津川総合管理所(水資源機構)において総合的に管理されている。これらのダムは阪神地区の水道水源の一部となっている。阪神地区では水需要抑制が進み、少なく見積もっても日量200万m³以上の未利用水が発生している。一方で、計画中の川上ダムでは伊賀用水として日量約3万m³の新規利水が計画されている。既設ダムの再編・運用変更により一定量の水道用水を伊賀用水に転用することが可能である。検討して速やかに結果を公表すること。</p> <p>2) 日吉ダム 日吉ダムからの補給水が、水利権者(大阪府、兵庫県、京都府)にどの程度貢献しているか調査し、ローカル利水と基準点確保流量の見直し・運用の改善を検討し、公表すること。</p> <p>3) 一庫ダム 治水の観点から、制限水位方式から予備放流方式に変更するための技術的検討に着手すること。予備放流量と利水容量の観点からダムの運用変更の問題点を検討すること。</p> <p>4) 天ヶ瀬ダム 利水の観点から、天ヶ瀬ダムは瀬田川洗堰から放流された補給水を流量調整する機能を持っている。洗堰—天ヶ瀬ダム—高浜基準点流量の分析を行い、運用の改善を図ること。</p>			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
利水-1	5.4	利水者の水需要の精査確認	-
<p>●基礎原案(具体的な検討内容)</p> <p>利水者の水需要(水利用実績、需要予測(水需要抑制策を含む)、事業認可及び事業の進捗状況、水源状況等)について水利権更新の際に精査確認し、適切な水利権許可を行うとともに精査確認結果を公表する。</p> <p>淀川水系水利権許可件数(直轄処分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道用水 48件 ・工業用水 28件 ・発電用水 34件 ・農業用水 116件 (内：慣行 49件) ・その他用水 15件 			
<p><基礎原案への意見></p> <p>「利水者の水需要の精査確認」を早急に実施するべきである。これまでは水利権更新の際に水需要の精査確認を行ってきたが、より短い間隔で実施する必要がある。「精査確認結果を公表する」は是非行う必要がある。</p> <p>利水者の水需要については、水利権の許可件数延 241 件に対して、「水利用実績・需要予測(水需要抑制策を含む)、事業認可および事業の進捗状況、水源状況等について水利権更新の際に精査確認し、適切な水利権許可を行うとともに、精査確認結果を公表する」としているが、次の2点においてきわめて不十分である。</p> <p>まず、その1は水需要予測である。これまでの水需要予測が実績と乖離した過大なものであり、この乖離の原因を明確にすることが最重要課題の一つであるが、検討しようとする積極的姿勢がうかがえない。その2は精査確認の時期についても基礎原案には単に「水利権更新の際に行う」としているのみで説明不足といわざるをえず、精査確認を一定期間(例えば2～3年)ごとに行い、その結果を公表する必要がある。</p>			
シートNo.	章項目	事業名	河川名
ダム-2-6(利水-1-1)	5.7.2	利水者の水需要の精査確認	大戸川ダム
<p>●基礎案(具体的な整備内容)</p> <p>利水者の水需要(水利用実績、需要予測(水需要抑制策を含む)、事業認可及び事業の進捗状況、水源状況等)について早急に精査確認し、適切な水利権許可を行うとともに、その結果を公表し具体的な水需要抑制施策に資する。</p>			
<p><平成17年度事業進捗報告への意見></p> <p>(荻野委員)</p> <p>利水者の撤退が明らかとなり、河川管理者との協議が進められている。協議の内容については公表されていないが、経過報告を、速やかに公表すること。</p> <p>撤退にともなう負担金についても協議されていると思われるが、その経過報告も公表すること。</p> <p>〔異常渇水対策〕という文言が使われ、一定の効果が期待できるとしているが、淀川水系における「異常渇水」の内容が不明であり、曖昧な概念を水資源計画の中に位置づけるのは不信感のもとになるので、削除するか、または、概念を整理してキチンとした技術用語として使うこと。</p>			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
利水-1	5.4	利水者の水需要の精査確認	
<p>●基礎原案(具体的な検討内容)</p> <p>利水者の水需要(水利用実績、需要予測(水需要抑制策を含む)、事業認可及び事業の進捗状況、水源状況等)について水利権更新の際に精査確認し、適切な水利権許可を行うとともに精査確認結果を公表する。</p> <p>淀川水系水利権許可件数(直轄処分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道用水 48件 ・工業用水 28件 ・発電用水 34件 ・農業用水 116件 (内:慣行 49件) ・その他用水 15件 			
<p><基礎原案への意見></p> <p>「利水者の水需要の精査確認」を早急に実施するべきである。これまでは水利権更新の際に水需要の精査確認を行ってきたが、より短い間隔で実施する必要がある。「精査確認結果を公表する」は是非行う必要がある。</p> <p>利水者の水需要については、水利権の許可件数延 241 件に対して、「水利用実績・需要予測(水需要抑制策を含む)、事業認可および事業の進捗状況、水源状況等について水利権更新の際に精査確認し、適切な水利権許可を行うとともに、精査確認結果を公表する」としているが、次の2点においてきわめて不十分である。</p> <p>まず、その1は水需要予測である。これまでの水需要予測が実績と乖離した過大なものであり、この乖離の原因を明確にすることが最重要課題の一つであるが、検討しようとする積極的姿勢がうかがえない。その2は精査確認の時期についても基礎原案には単に「水利権更新の際に行う」としているのみで説明不足といわざるをえず、精査確認を一定期間(例えば2～3年)ごとに行い、その結果を公表する必要がある。</p>			
シートNo.	章項目	事業名	河川名
ダム-3-5(利水-1-1)	5.7.2	利水者の水需要の精査確認	天ヶ瀬ダム
<p>●基礎案(具体的な検討内容)</p> <p>利水者の水需要(水利用実績、需要予測(水需要抑制策を含む)、事業認可及び事業の進捗状況、水源状況等)について早急に精査確認し、適切な水利権許可を行うとともに、その結果を公表し具体的な水需要抑制施策に資する。</p>			
<p><平成17年度事業進捗報告への意見></p> <p>(荻野委員)</p> <p>京都府は見直しにより、水需要予測を日量 20.45 万 m³ から日量 17.18 万 m³ に下方修正し、不足量 0.6m³/s を天ヶ瀬ダム再開発に引き続き参加する予定である。この数値は利水安全度による水増し修正などは行わず、妥当なものであると評価できる。</p>			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
利水-1	5.4	利水者の水需要の精査確認	
<p>●基礎原案(具体的な検討内容)</p> <p>利水者の水需要(水利用実績、需要予測(水需要抑制策を含む)、事業認可及び事業の進捗状況、水源状況等)について水利権更新の際に精査確認し、適切な水利権許可を行うとともに精査確認結果を公表する。</p> <p>淀川水系水利権許可件数(直轄処分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道用水 48件 ・工業用水 28件 ・発電用水 34件 ・農業用水 116件 (内：慣行 49件) ・その他用水 15件 			
<p><基礎原案への意見></p> <p>「利水者の水需要の精査確認」を早急に実施するべきである。これまでは水利権更新の際に水需要の精査確認を行ってきたが、より短い間隔で実施する必要がある。「精査確認結果を公表する」は是非行う必要がある。</p> <p>利水者の水需要については、水利権の許可件数延 241 件に対して、「水利用実績・需要予測(水需要抑制策を含む)、事業認可および事業の進捗状況、水源状況等について水利権更新の際に精査確認し、適切な水利権許可を行うとともに、精査確認結果を公表する」としているが、次の2点においてきわめて不十分である。</p> <p>まず、その1は水需要予測である。これまでの水需要予測が実績と乖離した過大なものであり、この乖離の原因を明確にすることが最重要課題の一つであるが、検討しようとする積極的姿勢がうかがえない。その2は精査確認の時期についても基礎原案には単に「水利権更新の際に行う」としているのみで説明不足といわざるをえず、精査確認を一定期間(例えば2～3年)ごとに行い、その結果を公表する必要がある。</p>			
シートNo.	章項目	事業名	河川名
ダム-4-5(利水-1-1)	5.7.2	利水者の水需要の精査確認	川上ダム
<p>●基礎案(具体的な整備内容)</p> <p>利水者の水需要(水利用実績、需要予測(水需要抑制策を含む)、事業認可及び事業の進捗状況、水源状況等)について早急に精査確認し、適切な水利権許可を行うとともに、その結果を公表し具体的な水需要抑制施策に資する。</p>			
<p><平成17年度事業進捗報告への意見></p> <p>(荻野委員)</p> <p>1. 現状の課題(1/12)</p> <p>基礎案では、(部分抜粋)「琵琶湖総合開発事業をはじめとする水資源開発を実施し、水利用の安定化が図られた。しかし、・・・水使用が減少している。水利権量と実水需要に乖離が生じている。農業用水に関しても、かんがい面積の減少、機械化等による・・・水使用の実態が変化している。さらに、今後渇水の危険性を高める恐れがある。」としている。</p> <p>一般的な認識としては妥当である。上水及び工水の水使用が減少し、かんがい用水の使用実態も変化している、との認識は高く評価できる。その上で、委員会はそれらを木津川上流域においても具体的に精査確認することが喫緊の課題である、と指摘している。</p> <p>川上ダムの目的に伊賀用水の新規利水が挙げられている。新規利水の精査確認と水資源供給の様々な手段を検討することは、提言(4-18)で述べられている「ダム以外の実行可能で有効な方法がないと言うことが客観的に認められ・・・」の重要な論点であることは言うまでもない。言い換えると、木津川上流の水利調整は川上ダムの是非を問うための避けて通れない課題である。河川管理者は真摯にこれ受け止めねばならない。</p> <p>2. 河川整備の方針</p> <p>基礎案では、「・・・水需要抑制を図るべく、利水者、自治体等関係機関、住民と連携・・・、水需要及び水需要予測を利水者から聴取し、精査確認を早急に実施する。」としている。</p> <p>水利調整に取り組む姿勢が明らかにされ、高く評価される。</p> <p>川上ダムにかかわる新規利水について、三重県は需要予測を再計算し下方修正を行い、それを河川管理者はさらに再計算してより低い数値を出している(4/20)。これに対して委員会では経済産</p>			

業省が行った人口および地域生産高の予測に照らしても過大な投資になるのではないかと懸念を示している。

地方都市の小さな財政規模に大きなダム建設に伴う財政負担は、将来、地域経済発展のブレーキになる。河川管理者および三重県担当者は阪神地区の利水管理者の実態をよく調査するべきである。

3. 具体的な整備内容

基礎案では、「・・・精査確認を踏まえて、水利権の見直しと用途間転用、・・・既設ダム等の再編・効率的運用・・・」として踏み込んだ利水管理の姿勢を明らかにした。この英断を高く評価したい。

木津川上流には柘植川、服部川を含めて多数のかんがい用水があり、主要な水使用者である。前述にあるように、かんがい用水（慣行水利権）の精査確認はもう済んだのどうか、水使用の変化の実態はこの地域の利水管理に影響を与えるほどのものかどうか、についてまだ調査結果は明らかにされていない。河川管理者はすみやかに調査結果を公表し、ダム建設の判断材料を提供すること。

委員会は農業用水との間の水利調整を提案している。また、自流量の把握、すなわち、岩倉地点における（基準）渇水流量に照らして、伊賀用水の新規水量が木津川下流に重大な利水の障害となるかどうか、についても優先的に調査検討することが指摘されている。河川管理者はこれらの精査確認の結果を公表すること。

木津川上流には比奈知ダムはじめ多数のダムが建設され、それらの一部は奈良県及び三重県の利水に利用されている、一方で、大量の水利権が下流の阪神地区に与えられている。これらの淀川下流の上水・工水の未利用水は日量 200 万 m³ を超えている、ことが指摘され、周知の事実である。委員会ではこれらの既存ダムの水利権転用を含む水利調整を提案している。

これに対して、基礎案では否定的な見解が示されている。委員会はこれらの見解に対してダムの社会的影響力の重大性を考慮すると、検討が不十分であり、かつ、検討内容の説明やデータ等の公開において河川管理者は社会的責任を果たしていないと考えている。

川上ダムを建設するには提言で述べた上のような必要最小限のハードルを越えねばならず、河川管理者は、今後、真摯に取り組み、その結果をすみやかに公表して、合意形成に努めること。

153 利水-1-2 （水利権の見直しと用途間転用）

1. 具体的な整備内容

基礎案では、「・・・小雨化傾向・・・利水安全度評価・・・関係機関と調整する」として大阪府営工業用水（9.728m³/s, 日量 84 万 m³）と尼崎市営工業用水（3.007m³/s, 日量 26 万 m³）の名前が挙げられている。また、「農業用水について・・・地域の水環境・・・」として、環境との調整を考慮されている。工業用水の転用を具体的な名前を挙げて言及している点は、勇気ある英断であると評価する。

小雨化傾向をもとに利水安全度の低下を計算したとして、大阪府水道に対して需要予測に将来の利水安全度を考慮するよう指導している。委員会ではこの計算根拠とそもそも利水安全度の評価自体に疑問を提出している。水資源開発の前提となる「基準点における渇水基準流量」の公表が是非に必要なのであるが、まだ、公表されていない。

河川管理者は計算根拠、利水安全度の水資源計画上の意味および水利権許可の対象となる（基礎的なデータである）基準渇水流量（計画基準年）をすみやかに公表すること。

2. 整備効果

基礎案では、「用途間転用は既存水資源施設の有効利用、・・・新規ダム（利水）の建設抑制の可能性、・・・安定な供給が可能・・・」と的確に転用の意義が示されている。水利権転用の具体的手続きについて公表し、関係者に周知すること。

3. 提案理由

基礎案では、「・・・利水安全度の評価を行い、各利水者に提示する。・・・今後渇水の危険性を高める恐れがある・・・」等と記述されている。

1. および 2. で具体的な整備内容及びその効果が示されているにもかかわらず、この 3. ではそれらを否定するような内容となっている。今後の不信感を払拭するためにもこのような論理性を持たない二重性格の記述をしてはいけない。

また、利水安全度の評価を行い利水者（大阪府）に提示している。しかし、上述のように、その根拠や意味が明解に説明されていないので混乱を招くとともに、将来予測に対する信頼度を損ねている。

委員会では、何のために水利権の見直しや用途間転用を実施するかを、何度も議論し、確認し

た。すなわち、2. 整備効果に示された内容そのものである。

河川管理者は3. を全面的に改めて、川上ダムについて整備効果を発現するよう具体的な水利権転用の提案をすること。

利水-1-3 (既存水資源開発施設の再編と運用の見直し)

基礎案では、「・・・連携による効率的な補給(具体的な整備内容)、既設ダムの・・・利水容量を最大限に活用(整備効果)・・・水資源の有効活用(提案理由)・・・」等と記載されている。意気込みは理解できる。琵琶湖及び既設ダム群の連携的操作＝統合管理は利水・治水管理の根幹をなすものである。

委員会ではこの点が盲点となって、論点整理がまだ十分ではなく、積極的な提案はなされていないように思う。転用問題とも関係するが、統合管理の改善により渇水に備え、より安定した供給の向上を図ることは河川管理者の使命であり、水資源開発を抑制し、将来の利水管理の方向を示すものとして多大の期待が込められている。

154 利水-1-4 (渇水対策会議の改正を調整)

渇水時の水融通の具体的施策について検討結果を公表すること。

すみやかに、渇水対策会議の検討内容を公表すること。

シートNo.	章項目	事業名	河川名
利水-1	5.4	利水者の水需要の精査確認	-
<p>●基礎原案(具体的な検討内容)</p> <p>利水者の水需要(水利用実績、需要予測(水需要抑制策を含む)、事業認可及び事業の進捗状況、水源状況等)について水利権更新の際に精査確認し、適切な水利権許可を行うとともに精査確認結果を公表する。</p> <p>淀川水系水利権許可件数(直轄処分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道用水 48件 ・工業用水 28件 ・発電用水 34件 ・農業用水 116件 (内：慣行 49件) ・その他用水 15件 			
<p><基礎原案への意見></p> <p>「利水者の水需要の精査確認」を早急に実施するべきである。これまでは水利権更新の際に水需要の精査確認を行ってきたが、より短い間隔で実施する必要がある。「精査確認結果を公表する」は是非行う必要がある。</p> <p>利水者の水需要については、水利権の許可件数延 241 件に対して、「水利用実績・需要予測(水需要抑制策を含む)、事業認可および事業の進捗状況、水源状況等について水利権更新の際に精査確認し、適切な水利権許可を行うとともに、精査確認結果を公表する」としているが、次の2点においてきわめて不十分である。</p> <p>まず、その1は水需要予測である。これまでの水需要予測が実績と乖離した過大なものであり、この乖離の原因を明確にすることが最重要課題の一つであるが、検討しようとする積極的姿勢がうかがえない。その2は精査確認の時期についても基礎原案には単に「水利権更新の際に行う」としているのみで説明不足といわざるをえず、精査確認を一定期間(例えば2～3年)ごとに行い、その結果を公表する必要がある。</p>			
シートNo.	章項目	事業名	河川名
ダム-5-5(利水-1-1)	5.7.2	利水者の水需要の精査確認	丹生ダム
<p>●基礎案(具体的な整備内容)</p> <p>利水者の水需要(水利用実績、需要予測(水需要抑制策を含む)、事業認可及び事業の進捗状況、水源状況等)について早急に精査確認し、適切な水利権許可を行うとともに、その結果を公表し具体的な水需要抑制施策に資する。</p>			
<p><平成17年度事業進捗報告への意見></p> <p>(荻野委員)</p> <p>利水者の撤退が明らかとなり、河川管理者との協議が進められている。協議の内容については公表されていないが、経過報告を速やかに公表すること。</p> <p>撤退にともなう負担金についても協議されていると思われるが、その経過報告も公表すること。</p> <p>「丹生ダムに予定していた異常渇水時の緊急水の補給のための容量を琵琶湖に確保する・・・琵琶湖水位低下抑制対策として寄与する」としている。[異常渇水対策]と言う文言が使われ、効果が期待できると考えられているが、淀川水系における「異常渇水」の内容が不明であり、曖昧な概念を水資源計画の中に位置づけるのは不信感のもとになるので、削除するか、または、概念を整理してキチンとした技術用語として使うこと。</p> <p>「高時川・姉川の瀬切れ対策については別途琵琶湖からの逆水による補給で対応する方向」について、内容の説明はまだない。内容の説明をすること。</p> <p>そもそも高時川の農業用水(許可水利権)における渇水の頻発と基準点確保流量に整合性がとれているかどうかの説明もなされていない。これについては検討するまでもない。ただちに、内容を公開すること。</p>			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
利水-1	5.4	利水者の水需要の精査確認	
<p>●基礎原案(具体的な検討内容)</p> <p>利水者の水需要(水利用実績、需要予測(水需要抑制策を含む)、事業認可及び事業の進捗状況、水源状況等)について水利権更新の際に精査確認し、適切な水利権許可を行うとともに精査確認結果を公表する。</p> <p>淀川水系水利権許可件数(直轄処分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道用水 48件 ・工業用水 28件 ・発電用水 34件 ・農業用水 116件 (内：慣行 49件) ・その他用水 15件 			
<p><基礎原案への意見></p> <p>「利水者の水需要の精査確認」を早急に実施するべきである。これまでは水利権更新の際に水需要の精査確認を行ってきたが、より短い間隔で実施する必要がある。「精査確認結果を公表する」は是非行う必要がある。</p> <p>利水者の水需要については、水利権の許可件数延 241 件に対して、「水利用実績・需要予測(水需要抑制策を含む)、事業認可および事業の進捗状況、水源状況等について水利権更新の際に精査確認し、適切な水利権許可を行うとともに、精査確認結果を公表する」としているが、次の2点においてきわめて不十分である。</p> <p>まず、その1は水需要予測である。これまでの水需要予測が実績と乖離した過大なものであり、この乖離の原因を明確にすることが最重要課題の一つであるが、検討しようとする積極的姿勢がうかがえない。その2は精査確認の時期についても基礎原案には単に「水利権更新の際に行う」としているのみで説明不足といわざるをえず、精査確認を一定期間(例えば2～3年)ごとに行い、その結果を公表する必要がある。</p>			
シートNo.	章項目	事業名	河川名
ダム-6-4(利水-1-1)	5.7.2	利水者の水需要の精査確認	余野川ダム
<p>●基礎案(具体的な整備内容)</p> <p>利水者の水需要(水利用実績、需要予測(水需要抑制策を含む)、事業認可及び事業の進捗状況、水源状況等)について早急に精査確認し、適切な水利権許可を行うとともに、その結果を公表し具体的な水需要抑制施策に資する。</p>			
<p><平成17年度事業進捗報告への意見></p> <p>(荻野委員)</p> <p>利水者の撤退が明らかとなり、河川管理者との協議が進められている。協議の内容については公表されていないが、経過報告を速やかに公表すること。</p> <p>撤退にともなう負担金についても協議されていると思われるが、その経過報告も公表すること。</p>			